

## 海老名市地域福祉計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準（一次審査）

下表の「評価の視点」欄に基づき、それぞれ次の5段階で評価する。

市が求めている「評価の視点」について、A：内容等が特に優れている。（配点×1.0）

B：内容等が優れている。（配点×0.8）

C：内容等が普通である。（配点×0.6）

D：内容等がやや不十分である。（配点×0.4）

E：内容等が不十分である。（配点×0.2）

審査項目	評価項目	評価事項	配点	評価の視点
企画提案	本市に関する現状分析 【様式7-1】	特性と課題の的確性	5	海老名市の特性・課題等を的確に把握し、社会経済動向や本市類似自治体との比較などが的確に示されているか。
		知識と関心	5	市の福祉政策について、偏りのない知識と関心を持っているか。
	地域福祉計画の改定に対する基本コンセプト 【様式7-2】	理解度	10	地域福祉計画の改定にあたり、仕様書に記載の本市が考える地域福祉計画の方向性を理解した提案がなされているか。
技術等	事業者の技術等	事業者の技術力及び実績 【様式2及び過去の成果品】	5	事業者として、過去に同種又は類似業務の実績があり、過去の成果品について、見やすさ・分りやすさの工夫が見られるか。
		担当者としての資格と実施体制 【様式3】	5	地域福祉計画又はそれに類似するものに携わった担当者が配置され、策定作業の実施体制について、業務量に見合った人員を配置しているか。 ・管理技術者1名と担当技術者3名以上の場合は5点 ・管理技術者1名と担当技術者2名の場合は3点 ・管理技術者1名と担当技術者1名の場合は1点
見積書	見積額 【様式4】		10	見積額について相対的に評価する。 ・配点10点×（見積額のうち最低価格／当該見積額） ・小数点以下四捨五入

※ 網掛け部分は、提出書類の内容から事務局が算出

一次審査合計（審査委員一人あたり）	40	
-------------------	----	--

## 海老名市地域福祉計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準（二次審査）

下表の「評価の視点」欄に基づき、それぞれ次の5段階で評価する。

市が求めている「評価の視点」について、A：内容等が特に優れている。（配点×1.0）

B：内容等が優れている。（配点×0.8）

C：内容等が普通である。（配点×0.6）

D：内容等がやや不十分である。（配点×0.4）

E：内容等が不十分である。（配点×0.2）

審査項目	評価項目	評価事項	配点	評価の視点
企画提案	地域福祉計画の改定に関する提案 【様式7-2】	創造性	10	地域福祉計画の改定にあたり、仕様書に記載の本市が考える地域福祉計画の方向性を理解し、創造性のある提案が示されているとともに、本市の特性・課題を踏まえた企画力と具体性を有した提案がなされているか。
		企画力・具体性	10	
	市民の参画に関する提案 【様式7-3】	実効性	10	市の福祉政策に対する市民意識の傾向を把握するための市民アンケート調査及びその調査内容について、実効性のある提案がされているか。
		提案力	10	その他、ワークショップなど市民が参画し、市民ニーズ等の把握ができる企画を具体的に提案されているか。
	改定内容の質の向上に関する独自提案 【様式7-4】	有益性・独自性	10	本市にとって有益な独自提案が示されているか。
	担当者能力	担当者の説明能力	プレゼンテーション	5
ヒアリング			5	選考委員の質問に対して的確・明快・迅速に回答しているか。
二次審査合計（審査委員一人あたり）			60	
総合計得点（審査委員一人あたり）			100	